

平成 28 年 2 月
東京税関業務部

関係各位

一酸化二窒素（別名：亜酸化窒素）の指定薬物への指定に伴う
厚生労働省令改正について

今般、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 21 号）が公布され、新たに一酸化二窒素が指定薬物に指定されるとともに、同物質に係る医療等の用途が追加されましたのでお知らせします。

○追加指定薬物：一酸化二窒素及びこれを含有する物（別添 1 参照）

○追加用途：8用途（別添 2 参照）

○公布日：平成 28 年 2 月 18 日（別添 2 参照）

○施行日：平成 28 年 2 月 28 日（公布日から起算して 10 日を経過した日）

○添付資料

- （別添 1）指定薬物に指定する物質
- （別添 2）官報
- （別添 3）（参考）医療等の用途を定める省令（抜粋）
- （別添 4）（参考）製品例

【お問合せ】東京税関業務部通関総括第 2 部門
（電話：03-3599-6338）

指定薬物に指定する物質

物質名	Dinitrogen monoxide
物質名訳	一酸化二窒素
別名	Nitrous oxide (亜酸化窒素)
分子式	N_2O



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

(府令)

○警備業法施行規則の一部を改正する
内閣府令 (内閣府七)

(省令)

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令 (厚生労働二一)

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令 (同二二)

○特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令の一部を改正する省令 (経済産業九)

(告示)

○除籍の一部が滅失した件 (法務八四)
○原戸籍の一部が滅失した件 (同八五)
○酒類の表示の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡の交換に関する件 (外務三六)
○円借款の供与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (同三七)

○我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を定める告示の一部を改正する告示 (文部科学一一)

○租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件の一部を改正する件 (農林水産四五二)

○地すべり防止区域を追加指定する件 (同四五三)

○保安林の指定をする件 (同四五四、四六一)

○軽自動車検査協会の事務所の所在地の変更及び検査事務を開始する日についての届出があった件 (国土交通四〇四)

○砂防法第二条の土地を指定する件 (同四〇五、四〇六)

○航路標識に関する件 (海上保安庁九、一〇)

○道路に関する件

(関東地方整備局三七)

○道路に関する件

(北海道開発局二九、三五)

(国会事項)

(人事異動)

内閣 警察庁 法務省

(叙位・叙勲)

(官庁報告)

官庁事項

那珂川水系河川整備計画 (大臣管理区間) の策定について (関東地方整備局) 登録実施機関の登録について (近畿運輸局)

(公 告)

諸事項

官庁

財団、特別支給手続開始決定、製造たばこ小売定価関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、復権、特別清算、再生関係

特殊法人等

厚生年金基金清算結了・清算人退任関係

地方公共団体

教育職員免許状失効関係

会社その他

府令

○内閣府令第七号
地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)の施行に伴い、警備業法(昭和四十七年法律第十七号)第四十条第三号、第四十四条第三号及び第五十五条の規定に基づき、警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年二月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令

警備業法施行規則(昭和五十八年総理府令第一号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第二号及び第六十四条第一項第二号中「区」の下に「又は総合区」を加える。

別記様式第十八号及び別記様式第十九号中

警備業法施行規則の所在する市町村の名称(総務省に於ては、区又は総合区の名稱)を改める。

警備業法施行規則の所在する市町村の名称(総務省に於ては、区又は総合区の名稱)を改める。

別記様式第二十一号の記載要領中「区」の次に「又は総合区」を加える。

附則

(施行期日)

1 この府令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

(経過措置)

2 この府令による改正前の警備業法施行規則に規定する様式による書面については、この府令による改正後の警備業法施行規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

省令

○厚生労働省令第二十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百四十五号)第二十五条第五項及び第七十六条の四の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成十九年厚生労働省令第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中第二三十四号を第二三十五号とし、第四十一号から第二三十三号までを一号ずつ繰り下げ、第四十号の次に次の一号を加える。

四十一 一酸化二窒素

第二条第五号の表中「アミノノール(四-プロモール・五-ジメトキシフェニル)エタノン、その塩類及びこれらを含む物」の項の次に次のように加える。

一酸化二窒素及びこれを含む物

Table with 8 rows and 2 columns. Row 1: 一酸化二窒素及びこれを含む物. Row 2: 一 疾病の治療の用途(法第十四条若しくは第十九条の規定による承認を受けて製造販売をされた医薬品又は法第十四条の九の規定により届出をして製造販売をされた医薬品を使用する場合に限る。). Row 3: 二 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途. Row 4: 三 学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。). Row 5: 四 工業用の洗浄剤の用途. Row 6: 五 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四条第二項に規定する添加物の用途. Row 7: 六 電気絶縁の用途. Row 8: 七 噴射剤の用途. Row 9: 八 冷媒の用途.

附則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

○厚生労働省令第二十二号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十四条の十六第二項及び第四十五条第二項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「附則第九十条」を「第九十条」に、「附則第九十四条第三項から第六項」を「第九十四条から第九十七条」に改める。

第二条の二第二項第四号中「及び第八十二条第三号」を「第八十二条第三号、第九十四条及び第九十六条」に改める。

第九十四条の前に見出しとして「保育所の職員配置に係る特例」を付する。

第九十四条を次のように改める。

第九十四条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第二十七条第一項の承認を受けたものに限る。)、又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第三十三条第二項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が一人となる時は、当該保育士に加えて、都道府県知事(指定都市にあつては当該指定都市の市長とし、中核市にあつては当該中核市の市長とする。)が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。附則に次の三条を加える。

第九十五条 前条の事情に鑑み、当分の間、第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。

(抜粋)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令

(平成十九年二月二十八日)

(厚生労働省令第十四号)

薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十四項及び第七十六条の四の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令を次のように定める。医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令

(平二六厚劳令八七・改称)

(医療等の用途)

第二条 法第七十六条の四に規定する医療等の用途は、次の各号に掲げる用途とする。

一 次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途

イ 国の機関

ロ 地方公共団体及びその機関

ハ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第四項に規定する大学共同利用機関

ニ 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人

二 法第六十九条第四項に規定する試験の用途

三 法第七十六条の六第一項に規定する検査の用途

四 犯罪鑑識の用途

五 前各号に掲げる用途のほか、次の表の上欄に掲げる物にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる用途

(表省略)

六 前各号に掲げる用途のほか、厚生労働大臣が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

製品例

- ※1. 当製品例はあくまで一例であり、掲載されていない危険ドラッグについても指定薬物等を含む可能性があります。
 ※2. 掲載している製品名は、便宜上のものであり、実際に流通等している製品と語順や表記等が異なる場合があります。
 ※3. 掲載している製品は、あくまでも新たに指定薬物に指定された物質を検出した製品の一例であり、掲載製品以外の危険ドラッグにも指定薬物をはじめとした身体に有害な成分が含まれている場合があるため、決して購入したり、使用したりしないでください。

1 FLING GUS	2 SG SIVA GUS	
		

出典：厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/yakubuturanyou/index.html